

平成元年度

資料調査報告書 第十七集

— 旧鳥取藩士香河家資料 —

鳥取県立博物館

序にかえて

資料調査報告書第十七集では、「旧鳥取藩士香河家資料」について報告・紹介することとした。

香河家は千三百四十石を給され、譜代番頭の家格を持った鳥取藩の上級家臣であった。この資料の中には、香河家歴代の当主が池田家から拝領した知行充行状をはじめ、江戸時代初期の池田家一族の諸大名からの手紙など、貴重な資料が含まれている。

「旧鳥取藩士香河家資料」は、御子孫である函館市在住の香河学氏より、昭和六十二年六月当館が寄贈を受けたものである。貴重な資料を快く御寄贈いただいた香河学氏の御厚志に対し、あらためて深く感謝する次第である。

平成二年三月

鳥取県立博物館長 長石 肇

目次

| | |
|----------------|----|
| 序にかえて | 1 |
| 目次 | 1 |
| I 旧鳥取藩士香河家資料目録 | 2 |
| II 解題 | 7 |
| ○香河家について | |
| ○香河家資料について | |
| III 主要史料写真 | 14 |
| IV 主要史料解読文 | 22 |
| あながき | 30 |

I 旧鳥取藩士香河家資料目録

一 知行充行状

| 番号 | 資料名(内容) | 作製者 | 受取人 | 年代 | 形態 | 数量 |
|----|------------------|------|-----------|------------|----|----|
| 1 | 池田輝政知行充行状 | 池田照政 | 加賀野次郎右衛門宛 | 天正十八年十月十八日 | 折紙 | 一通 |
| 2 | 池田輝政知行充行状(都合七百石) | 池田照政 | 加賀野次郎右衛門宛 | 慶長六年十一月三日 | 折紙 | 一通 |
| 3 | 池田忠長知行充行状 | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | 慶長十八年十二月廿日 | 折紙 | 一通 |
| 4 | 池田忠長知行充行状 | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | 元和元年八月廿四日 | 折紙 | 一通 |
| 5 | 池田忠長知行充行状 | 池田忠長 | 加賀勘三郎宛 | 元和元年八月廿四日 | 折紙 | 一通 |
| 6 | 池田忠長知行充行状 | 池田忠長 | 加賀信濃守宛 | 元和五年卯月十一日 | 折紙 | 一通 |
| 7 | 池田綱清知行充行状(別紙目録共) | 池田綱清 | 加賀内藏助宛 | 元禄二年正月廿二日 | 折紙 | 一通 |
| 8 | 池田吉泰知行充行状 | 池田吉泰 | 香河飛弾宛 | 享保十一年九月廿六日 | 折紙 | 一通 |
| 9 | 池田重寛知行充行状 | 池田重寛 | 香河美濃宛 | 明和三年十二月廿四日 | 折紙 | 一通 |

| | | | | | | |
|-----------|----------------------------|------|--------|------------|-----|----|
| 10 | 池田治道知行充行状 | 池田治道 | 香河内膳宛 | 寛政二年九月廿七日 | 折紙 | 一通 |
| 11 | 池田治道知行充行状写 | 池田治道 | 香河内膳宛 | 寛政二年九月廿七日 | 折紙 | 一通 |
| 12 | 池田齊稷知行充行状 | 池田齊稷 | 香河肥後宛 | 文化十一年十一月五日 | 折紙 | 一通 |
| 13 | 池田齊訓知行充行状 | 池田齊訓 | 香河頼母宛 | 天保九年八月十一日 | 折紙 | 一通 |
| 14 | 慶米永世下賜状 | 池田慶徳 | 香河新七郎宛 | 明治三年五月 | 縦紙 | 一通 |
| 15 | 祿高印章遺存願及許可書 | 香河保 | | 明治十年八月十五日 | 縦掛紙 | 一通 |
| 16 | 池田家歴代知行充行状写(香河家代々宛の知行判物の写) | | | | 切紙 | 一通 |
| 一一 系図・家譜等 | | | | | | |
| 17 | 香河氏系図(十一代頼母まで) | | | | 卷子 | 一巻 |
| 18 | 家筋書上控 | 香河肥後 | | 天保四年九月 | 縦帳 | 一冊 |
| 19 | 香河家系図(十代肥後永章より十二代小膳成智まで) | | | | 縦飯綴 | 一冊 |
| 20 | 香河頼母・小膳家譜案 | | | | 縦飯綴 | 一冊 |
| 21 | 香河家所持御書之写(御書の写を藩に提出) | 香河氏 | | | 縦帳 | 一冊 |
| 22 | 池田家系図(恒利より齊訓まで) | | | | 卷子 | 一巻 |

| | | | | | | |
|---------|---|---------|------------|---------------|----|----|
| 23 | 再勤につき家譜提出の添書(知行不満につき一時退去・君命により呼び返し・再勤家譜提出命令により提出の添書) | 香河内膳カ | (享保二年カ) | | 縦紙 | 一通 |
| 24 | 御意書(病氣退役願届、知行・組・鉄炮召上成されず) | 加賀内藏助宛 | (元禄元年八月七日) | | 縦紙 | 一通 |
| 25 | 養子願につき上申依頼状(養子の儀につき御上の思召被仰付たく御家老まで上達を依頼) | | | | 縦紙 | 一通 |
| 26 | 御用状(親伊賀隠居につき、知行合力相違なく仰付らる) | 香河大藏宛 | 元治元年正月廿八日 | | 切紙 | 一通 |
| 27 | 組懸合一件につき御前御機嫌取式依頼書 | 香河美濃 | (明和四年)三月二日 | | 切紙 | 一通 |
| 28 | 御用状(御合力米御改に付召上、以後の合力米四斗俵百俵遣さる) | 香河小膳宛 | | | 切紙 | 一通 |
| 29 | 隠居養子 ^五 家督相続許可状 | 鳥取県 | 香河保宛 | 明治四年十二月四日 | 切紙 | 一通 |
| 二三 諸家書状 | | | | | | |
| 30 | 松平武藏守玄隆書状(大坂の儀弥さわがしき様に取沙汰あり、万事油断なく、土肥若狭を相加るよう宮内少輔へ進言する) | 松平武藏守玄隆 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長十九年カ)十月朔日 | 折紙 | 一通 |
| 31 | 松平武藏守玄隆書状(神崎川相越候付而飛札之通令満足候) | 松平武藏守玄隆 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長十九年カ)霜月十一日 | 折紙 | 一通 |

| | | | | | | |
|----|--|---------|--------------------|---------------|----|----|
| 32 | 松平武藏守玄隆書状(かかれい(鱧)到来礼状、番所番船油断なく申付ること) | 松平武藏守玄隆 | 加賀野次郎右衛門宛 | (年不明)十一月六日 | 折紙 | 一通 |
| 33 | 松平武藏守利隆書状(見舞として海老三十到来礼状) | 松平武藏守利隆 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長二十年カ)卯月廿三日 | 折紙 | 一通 |
| 34 | 松平武藏守書状(其地御普請、炎天之時分苦勞共候) | 松平武藏守 | 高木長左衛門・加賀九郎左衛門外二名宛 | (年不明)七月五日 | 折紙 | 一通 |
| 35 | 池田忠長書状(慇可申処、幸便候条申遣候、度々如申、大坂へ相越兵粮舟、弥堅可相留由本多上野殿より云々) | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長二十年カ)卯月廿五日 | 折紙 | 一通 |
| 36 | 池田忠長書状(態申遣候、依其之番之儀堅被申付之由令満足候、弥被入情尤ニ候云々) | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長二十年カ)五月六日 | 折紙 | 一通 |
| 37 | 池田忠長書状(其元昼夜普請之由苦勞察入候、從是指遣馬乗之者共も兵庫へ番船を遣遣候云々) | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長十九年カ)十月十九日 | 折紙 | 一通 |
| 38 | 池田忠長書状(普請昼夜苦勞に候、若狭善右衛門五兵衛へも普請の事申遣した、何も相談の上にて云々) | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | (慶長十九年カ)十一月朔日 | 折紙 | 一通 |
| 39 | 池田忠長書状(為音信枝柿一折送被越祝着之至候) | 池田忠長 | 加賀野次郎右衛門宛 | (年不明)二月十四日 | 折紙 | 一通 |

- 40 池田忠雄書狀(為見廻飛脚到来令祝着候、委細源五左衛門かたより可申候也) 池田忠雄 加賀信濃守宛 (年不明) 十二月八日 折紙 一通
- 41 松平新太郎光政・松平右近太夫輝興連署狀(加々信濃儀手前如何様之申分あるとも堪忍致す様に異見可然存候) 松平新太郎・同右近太夫 荒尾志摩・和田飛弾・乾兵部宛 (寛永十一年カ) 五月五日 折紙 一通
- 42 池田光政書狀(見舞飛脚・鮭礼状) 池田光政 加賀信濃宛 (年不明) 九月廿五日 折紙 一通
- 43 池田光政書狀(遠路見舞の礼状) 池田光政 加賀信濃宛 (年不明) 六月廿五日 折紙 一通
- 44 池田光政書狀(音信として鱈一箱礼状) 池田光政 加賀信濃守宛 (年不明) 二月廿五日 折紙 一通
- 45 池田光政書狀(帰国の見舞礼状) 池田光政 加賀信濃宛 (年不明) 七月七日 折紙 一通
- 46 池田光政書狀(音信として干鱈一箱の礼状) 池田光政 加賀信濃守宛 (年不明) 二月十五日 折紙 一通
- 47 池田光政書狀(見舞の飛脚、鯖一箱に対する礼状) 池田光政 加賀信濃宛 (年不明) 六月十九日 折紙 一通
- 48 池田光政書狀(見舞の飛脚、鮭二尺の礼状) 池田光政 加賀信濃守宛 (年不明) 九月十二日 折紙 一通
- 49 池田光政書狀(為祝儀飛脚 樽肴到来悦入候、猶志摩守可申候謹言) 池田光政 加賀信濃守宛 (年不明) 六月四日 折紙 一通

- 50 池田光政書狀(新五郎痲瘡為見廻飛脚到来念入之段令満足候) 池田光政 加賀信濃宛 (年不明) 五月十四日 折紙 一通
- 51 池田綱清書狀(婚禮之嘉儀) 池田綱清 加賀半七宛 (寛文十年) 卯月十一日 折紙 一通
- 52 池田綱清書狀(平産之嘉儀) 池田綱清 加賀半七宛 (寛文十一年) 五月廿五日 折紙 一通
- 53 松平老岐守仲澄書狀(新田分知拜領之祝儀礼状) 松平老岐守仲澄 加賀内蔵助宛 (貞享二年) 八月廿一日 折紙 一通
- 54 松平(池田)備後守恒元書狀(生鱈についての礼状、煩本復の祝詞) 松平備後守恒元 加賀信濃宛 (年不明) 十一月廿六日 折紙 一通
- 55 松平石見守輝澄書狀(見廻飛札、雨鞍覆の礼状) 松平石見守輝澄 加賀信濃守宛 (年不明) 七月十二日 折紙 一通
- 56 松平右近太夫輝興書狀(我等普請丁場へ貴殿御加之由大慶の事) 松平右近太夫輝興 加賀信濃守宛 (年不明) 六月八日 折紙 一通
- 57 松平右京大夫書狀(御普請何比可相濟候哉承度候、永々御苦勞申ばかりもなく候) 松平右京大夫 加賀信濃宛 (年不明) 九月九日 折紙 一通
- 58 松平伊予守綱政書狀(為青陽之嘉儀入来欣然之事候) 松平伊予守綱政 香河内膳宛 (年不明) 正月十五日 折紙 一通

- 59 松平伊予守宗政書狀(年甫之嘉儀謝詞) 松平伊予守宗政 香河美濃宛 (年不明) 二月二日 折紙 一通
- 60 羽柴越中守書狀 羽柴越中守(細川忠興カ) 加賀宛 (慶長二十年カ) 五月三日 折紙 一通
- 61 某 左近政□書狀(態申入候、其許永々御苦勞共候、御普請何時分相濟可申候哉) [某] 左近政 □ 加賀信濃宛 (年不明) 九月十五日 折紙 一通
- 62 淡路岩屋城中請取状(十五ヶ条) 松平阿波守内長 江刑部・岩田七左衛門 松平宮内少輔内加賀野村馬守宛 慶長二十年閏六月廿六日 折紙 一通

四 鳥取県辞令

- 63 鳥取県辞令(予備警羅組申付候事) 鳥取県権令三吉周亮 香河保宛 明治八年四月廿五日 折紙 一通
- 64 鳥取県辞令(三等遷卒申付候事) 鳥取県 予備遷卒香河保宛 明治八年十一月四日 折紙 一通
- 65 鳥取県辞令(四等巡查申付候事) 鳥取県 巡查香河保宛 明治八年十二月八日 折紙 一通
- 66 鳥取県辞令(四等巡查申付候事) 鳥取県 香河保宛 明治九年九月七日 折紙 一通
- 67 鳥取県辞令(三等巡查申付) 鳥取県 四等巡查香河保宛 明治十四年三月廿二日 折紙 一通
- 68 鳥取県辞令(三等巡查申付候事) 鳥取県 鳥根県 三等巡查香河保宛 明治十四年十一月廿四日 折紙 一通
- 69 鳥取県辞令(巡查申付候事) 鳥取県 三等巡查香河保宛 明治十五年一月十九日 折紙 一通

- 70 鳥取県辞令(依願免職) 鳥取県 巡查香河保宛 明治十五年二月六日 折紙 一通
- 71 鳥取県辞令(滿六年以上勤続ニ付金十八円下賜) 鳥取県 元巡查香河保宛 明治十五年二月六日 折紙 一通
- 72 鳥取県辞令(給与月俸七円) 鳥取県 巡查香河保宛 明治十九年四月十九日 折紙 一通
- 73 鳥取県辞令(職務格別勉勵ニ付手当金三円下賜) 鳥取県 巡查香河保宛 明治二十一年十二月廿五日 折紙 一通
- 74 鳥取県辞令(職務格別勉勵ニ付賞金三円下賜) 鳥取県 巡查香河保宛 明治二十二年十二月廿四日 折紙 一通
- 75 鳥取県辞令(職務格別勉勵ニ付一円六拾銭賞与) 鳥取県 巡查香河保宛 明治三十年三月廿七日 折紙 一通
- 76 鳥取県辞令(職務勉勵ニ付金三円賞与) 鳥取県 巡查香河保宛 明治三十一年三月廿四日 折紙 一通
- 77 鳥取県辞令(職務格別勉勵ニ付金二円賞与) 鳥取県 巡查香河保宛 明治三十四年三月廿五日 折紙 一通
- 78 鳥取県辞令(職務格別勉勵ニ付金五円賞与) 鳥取県 巡查香河保宛 明治三十五年三月十九日 折紙 一通
- 79 鳥取県辞令(職務勉勵ニ付金三円賞与) 鳥取県 巡查香河保宛 明治三十六年三月廿六日 折紙 一通

| | | | |
|--------|--------------------------------|------------|-------|
| 81 | 鳥取県辞令(職務勉勵ニ付金三四六拾錢賞与) 鳥 | | |
| | 取県 巡查香河保宛 明治三十八年三月廿八日 | | 一通 |
| 82 | 鳥取県辞令(職務勉勵ニ付金三四四拾錢賞与) 鳥 | | |
| | 取県 巡查香河保宛 明治三十九年三月卅日 | | 一通 |
| 83 | 賞詞状(強盜逮捕) 鳥取県 巡查香河保宛 | 明治十九年四月十五日 | 一通 |
| 84 | 賞詞状(萩の乱につき、昼夜詰切警備) 嶋根県 | 明治十年十二月十七日 | 一通 |
| 85 | 賞詞状(伝染病流行に際し予防救治尽力につき) | | |
| | 鳥取県 巡查香河保宛 明治二十九年二月八日 | | 一通 |
| 五 雑 書 | | | |
| 86 | 番之鍛冶之次第(残欠) | | 横帳 一冊 |
| 87 | 書状案残欠(御城代之御趣意相捨不申向を被仰付云々) 香河小膳 | | 切紙 二通 |
| 88 | 興禪院殿光仲公尊命・御城代当番守城之法 香河成智増(写) | 嘉永初 寅年 | 縦紙 一通 |
| 89 | 信州川中嶋合戦ノ記 香河自然 | 明治十年一月 | 小紙 一紙 |
| 90 | 高草郡上原村略図 | (明治) | 小紙 一紙 |
| 91 | 古刀焼刃集書 香河氏藏 | 安政五年写 | 縦帳 一冊 |
| 六 歴史資料 | | | |
| 92 | 判物箱 | | 一箱 |
| 93 | 刀 剣 | | 一振 |

II 解 題

ここに取り上げた「旧鳥取藩士香河家資料」は、香河家の子孫である函館市在住の香河学氏より、昭和六十二年六月に当館が寄贈を受けた資料群をいう。

○香河家について

香河家は、池田信輝の時代から池田家に仕え、元禄期以降、代々千三百四十石を給された鳥取藩の上層家臣である。香河家の歴代の履歴を当館所蔵の「香河保家譜」によって概観する。

香河家の祖先は、木曾義仲遺腹の子で、朝廷と幕府をはばかって讃州(現香川県) 香河郡香河の里に潜居し、その地名を取って香河と称したという。南北朝期に出た香河将監は、讃岐守護であり将軍家執事職であった細川頼之に従い、河内国での楠正儀との合戦において戦死したという。さらに戦国期の香河大学頭重仲は、はじめ武田信濃守信国に仕え、のち大内氏(周防国山口)に属していたが、主君義隆や部将相良武任の驕奢を見て、息子弥右衛門へ「何方にも仕官致候様」として東国に遣わした。弥右衛門はやがて上総介時代の織田信長の家臣となる。この弥右衛門を香河家では初代としている。弥右衛門が信長の御目見を受けた際に、奏者が誤って「香河」を「加賀」と披露したため、そのまま加賀を称した。父大学頭重仲は、大内氏にとどまっていたが、大内義隆没落の際に戦死した。

信長に仕えた弥右衛門は、同じく信長に仕えていた池田信輝と親交を結んだ。当時織田家中に、堀隼人佐という人物がおり、姦佞で織田家の政務の妨げとなり、家中の憤りがかつていた。信輝は弥右

衛門と相談し、共にこの隼人佐を暗殺し、織田家を退身し、美濃(岐阜県)の山中に潜居した。弥右衛門は、三年余り鏡磨を業として暮らしたという。弥右衛門は信長の信輝に対する勘気を解くため、ひそかに織田家の鷹狩の鷹野に赴き、溝に隠れて機を伺った。しかし、見咎められ糺問を受けたが、信輝の居所は明かさなかつた。一命を助けられた弥右衛門は、掃除坊主を申付けられた。ある時、信長の側近くに罷出た弥右衛門は、信長に隼人佐暗殺のいきさつを告げ、信輝の帰参が許された。信輝は、戦争への出陣の際は弥右衛門を後見として迎え行動を共にした。

天正十年(一五八二)の本能寺の変の後、弥右衛門は自然と信輝の臣下となり、領地を賜り、信輝の女子を息子新七郎の妻に迎えた。しかし、信輝は天正十二年の長久手の戦で戦死し、息子新七郎も戦死してしまった。弥右衛門は、信輝の菩提を弔うため発心修業のため退身を願った。しかし、それは許されず、ついに天正十五年出奔し、行方不明となった。実は高野山に登って一生を送ったという。

二代対馬(初名次郎右衛門・弥右衛門)は、初代弥右衛門の三男、幼少の頃は京都妙心寺の僧となっていたが、中兄半七郎が摂津国花隈の合戦において戦死し、長兄新七郎の求めにより還俗した。十八才の時、長久手の戦に池田輝政の御供をし、父信輝・兄之助の戦死を見た輝政が、父・兄と共に戦死するというのを諫め、輝政を守ったという。その後、父弥右衛門の通世の後わずかの扶持をもらっていたが、小田原の陣の戦功によって、天正十八年に三百三十石を賜った(資料1)。

関ヶ原の戦の戦功によって、輝政が播磨国を与えられた際には、対馬は七百石に増される(資料2)。慶長十五年(一六一〇)輝政の息子忠雄が淡路国六万石を拝領し、翌年対馬は同国岩屋城(淡

路島の北端、明石との海峡の要衝)の城代を仰付けられ、忠雄より淡路国のうち七百石を給された(資料3)。慶長十九年(一六一四)と翌年の大坂冬の陣・夏の陣では、岩屋城に陣して西国往來の船を改め、西国諸大名も対馬の指揮を受けて明石海峡を通船した。

元和元年(一六一五)、備前岡山にあった池田忠継の死去により、弟忠雄は備前を拝領し、岩屋城にいた対馬も備前へ移った。岩屋城は、阿波蜂須賀家の臣岩田七左衛門・長江刑部へ引渡したが、その際の請取状が本資料に残されている(資料62)。備前に移った対馬は、邑久郡と津高郡の内七百石を拝領し、さらに、元和五年(一六一九)に二割加増されて八百四十石を給されたが、同年死去している。

三代信濃は、元和元年に部屋住料二百五十石を賜り、同五年死去した父対馬の知行及び拝領の鉄砲三十挺を相続した。寛永九年(一六三二)の御国替えにより鳥取に移った信濃は、翌年、因伯の内八百四十石を給された。寛永十三年には江戸糺町見付御普請御手伝の惣頭を仰付けられ、三年間江戸詰した。病氣により鳥取に帰り、正保二年(一六四五)四月病死している。

四代兵七は、部屋住中二百俵十五人扶持を与えられ、父の死後遺領を相続した。万治三年(一六六〇)十二月には御譜代を仰付けられ、着座・大寄合・証人上に次ぐ家格である譜代番頭となり、他の番頭と区別されることとなった。また兵七は剣術にすぐれ、寛文四年(一六六四)には藩主光伸の御覽を受けている。

寛文九年(一六六九)、息子伊佐衛門が、部屋住料を与えられぬことを理由に立退(たちひ)するという事件をおこした。しかし、譜代の者の嫡子を他国に遣すことはできないと、藩は伊佐衛門に帰参を命じ、部屋住料も与えられぬままであった。

五代内膳は、立退を行った伊佐衛門である。父兵七が延宝四年(一

六七六)三月に病死し、家督を相続した。内膳は立退事件以後も藩の対応に不満を持ち続けたようで、元禄元年(一六八八)には、養生のためと称して奉公をやめ知行を返還することを願ひ出で、さらに同四年には病氣を理由に永の暇(ひま)を願った。その願は聞き入れられなかったが、家格にふさわしい重職である江戸御留守居御家老代として十年の江戸詰を命じられ、さらに五百石(ただし銀知)の加増を受け、千三百四十石を給されることとなった。また、同じ年、姓を加賀から香河に改めている。元禄十四年(一七〇二)に江戸御留守居役を御免となり、帰国している。

内膳には実子がなく、宝永三年(一七〇六)に矢野山城の次男楯之助を養子とし、内膳は隠居することを願ひ、許された。矢野家の家格は証人上で、二千石を給された家である。隠居した内膳は、享保二年(一七一七)加増を受けた五百石の内三百石を地方知行とすることを願ひ出たが聞き入れられず、再び退身して京都に住んだ。

そのため養子信濃(楯之助)は暇を願ひ、ついに内膳退身のためでなく病氣を理由に暇を与えられ、家督は内膳に返されることとなった。享保四年、京都にいた内膳はにわか発病し、退身を不問にされて鳥取へ帰った。譜代の家柄の断絶を防ぐため、藩では、内膳の妹の子である箕浦隠岐弟荒川権九郎を内膳の養子とし、享保五年、内膳は再び隠居し、権九郎が家督を相続した。箕浦家は香河家と同じ譜代番頭の家である。

六代飛弾(権九郎)は、家督相続後、寛保三年(一七四三)まで勤め隠居、延享元年には剃髪して名を富休と改めている。

七代美濃は、飛弾の実子、寛保三年家督を相続した。明和三年(一七六六)、譜代番頭とその配下の組士との間に対立がおこり、調停に入った藩の対応に不満を持った美濃を含む四人の番頭が、翌四年

三月それぞれ城下を出て在に入り蟄居するという事件がおこる。それにより、四人は閉門を仰付けられ、五年七月に閉門を許されたが、隠居を命じられ、養子を迎えて相続させることとなった。この事件については、『鳥取藩史』第六卷「事変史」に詳述されている。

八代極人は備前藩の池田勘解由の次男で、美濃の養子として明和五年家督を相続した。安永七年(一七七七)十月、病氣により死去している。

九代佐渡は極人の実子。安永八年二月に家督を相続した。幼少であったため、配下の組鉄砲は召上げられたが、天明八年(二七八八)前髪をとり、旧に復された。文化五年(一八〇八)死去。

十代肥後は、佐渡の実子。父死去後、家督を相続。文政十一年(一八二八)、城下近郊の古海河原での挙火(花火)の際、肥後の家来が若殿(後の藩主池田斉訓)に対して不敬があったとして差控を仰付けられたが、すぐに許された。天保五年(一八三四)三月に病死している。

十一代頼母は肥後の実子。十五才で家督を相続し、嘉永六年(一八五三)に死去している。

十二代伊賀は養子で、実は天野綾女の弟。天野家は同じく譜代番頭の家である。三十才の時家督を相続。異国船に対する海岸警衛や大坂詰で組士を率いて行動、文久三年(一八六三)京都において不心得のことがあり、隠居を命じられた。伊賀の子信之助が幼少であったため、三浦舎人の弟大藏を家統養子とし、信之助を大藏の養子とした。

十三代新七郎(大藏)は、元治元年(一八六四)正月家督を相続。組士を率いて海岸警衛などにあたり、明治元年(一八六八)鳥羽伏見の戦が起こるや、京都詰を命じられて、しばらく京都・大坂に滞

在、六月に帰国した。維新後は、明治二年第三大隊二番小隊司令官を命ぜられたが、翌三年病氣により職務を免ぜられ、四年十二月養子保(信之助、養父伊賀の子)に家督を譲り隠居した。

十四代保は、その後巡査となり、その辞令が本資料中に残されている。

以上香河家の歴代について略述したが、香河家は、鳥取藩において、着座十家・大寄合五家・証人上四家に次ぐ譜代番頭六家(のち七家)の内の一つであり、藩にとっては重要な家であった。その職掌は、番頭として組士を預り戦時にはその指揮を取る他、御留守番の御城代として交代で城に詰めることがあった。また、幕府や朝廷への使者をたびたび命じられた。しかし、着座家が家老として藩政の中核にあったのに対し、譜代番頭はその名のとおり軍事の際の指揮者としての役割が大きく、平時にはさしたる職務はなかった。譜代番頭は、家督相続の際に実子・養子の区別なく格禄をそのまま相続できた。この点が他の番頭と異なる。そのため、何人かの養子を迎え、またいくつかの事件に関わった香河家であるが、千三百四十石の知行のまま、廢藩までその格禄が変わることはなかった。

○香河家資料について

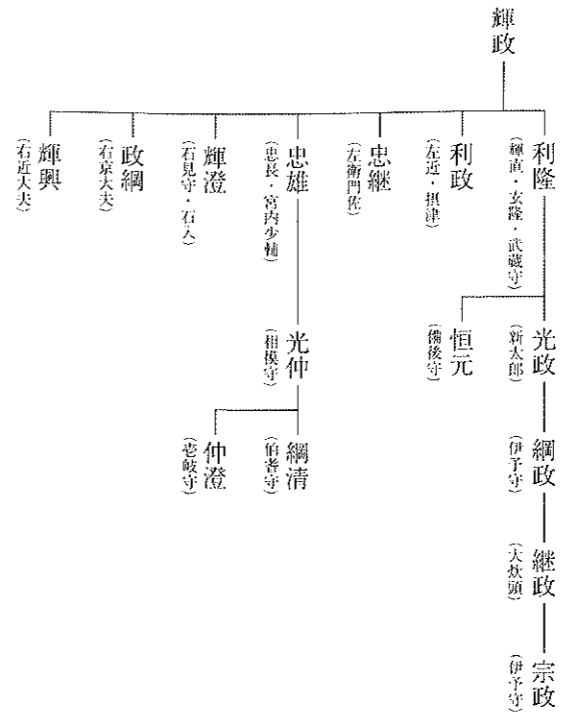
香河家資料は九三点とわずかであるが、内容から六つに分類した。すなわち、知行宛行状、系図・家譜等、諸家書状、鳥取県辞令、雑書、歴史資料の六つである。それぞれについて概観する。

一、知行宛行状(資料1~16)

香河家歴代が拝領した知行宛行状である。ただし、鳥取藩初代池田光伸及び最後の藩主池田慶徳のものは失われている。池田慶徳の知行宛行状は、明治二年(一八六八)一月の鳥取藩の版籍奉還後、

家中に対して知行充行状の返上の命が出されているため、その際返上されたものであろう。そして、翌三年五月に、鳥取藩知事名による稟米永世下賜状(資料14)が与えられている。二代藩主池田綱清のもの(資料7)以外は知行目録を伴っていない。四代宗泰・七代齊邦・十代慶行・十一代慶栄の各藩主は、知行充行状(判物)を下付することなく亡くなっており、したがって判物はない。

池田家略系図



長子。寛永九年、三才で父の遺領を相続、御国替えによって従兄光政と代わって鳥取に入り、鳥取池田家の祖となる。

51・52は鳥取藩二代藩主池田綱清(正保四―正徳元)。光仲の長子である。

53は池田仲澄(慶安三―享保七)。光仲の第二子。貞享二年分知二万五千石を賜り、別に家を建て、元禄十五年さらに五千石を加えて三万石となった。いわゆる分知分家の東館である。翌十六年隠居、享保七年死去。

54は池田恒元(慶長十六―寛文十二)。池田利隆の二男、光政の弟。正保四年備前新田二万五千石分知され、慶安二年に播州赤粟郡三万石を拝領した。恒元の系統は、子の政元、そして養子恒行と続いたが、恒行の早世により、断絶している。

55は池田輝澄(慶長九―寛文二)。輝政の子、母は良正院。慶長十四年松平姓を賜り、松平左近と改め、元和元年播州赤粟郡三万八千石を賜り石見守となる。寛永八年播州佐用郡二万五千石を加えられたが、同十七年家中騒動により領地没収され、因幡に配流となり、鹿野に幽居し、剃髪して石人と号した。扶助として、播州神崎郡印南郡一万石を与えられた石入は、寛文二年四月十八日鹿野で亡くなっている。石入の死後、子の政直が遺領一万石を相続して、福本を在所とした。政直死後、弟の政武が相続したが、弟政清に三千石を分与し、交代寄合となる。明治維新の際、池田喜通が三千五百石を増され、諸侯に列した。

57は池田政綱(慶長十一―寛永八)。輝政の子、母は良正院。元和元年播州赤穂郡三万五千石を賜り、同九年に右京大夫に任ぜられた。寛永八年死去、子がなく断絶している。

58は池田綱政(寛永十五―正徳四)。光政の長子で、寛文十二年

二、系図・家譜等(資料17―29)

香河家の系図・家譜類、及び相続に関する文書である。うち23は五代内膳に関する資料、27は七代美濃が関わった明和四年の譜代番頭一統塾居事件に関わるもので、美濃の在郷人について藩主への取りなしを依頼した文面である。

三、諸家書状(30―62)

近世初期から前期の、池田氏の一族諸大名からの書状がほとんどを占める。まず差出人であるそれぞれの大名について概観する。(略系図参照)

30―34の松平武蔵守は池田利隆(天正十二―元和二)。池田輝政の長子で、初名新藏、のち輝直、玄隆と称した。母は中川清秀の娘。岡山池田家の祖光政の父である。

35―40は池田忠雄(慶長七―寛永七)。輝政の子で、母は徳川家康の娘督姫(良正院)。幼名勝五郎、新次郎、初実名忠長。慶長十五年淡路國六万石を賜り、元和元年備前岡山の兄忠継の遺領を継いだ。香河家二代対馬は忠雄に仕えている。

41―48は池田光政(慶長十四―天和二)。父は池田利隆、母は徳川秀忠養女実は榊原康政の娘。元和二年、八才で父利隆の遺領を相続、翌年因伯兩國三十二万石に移封され、寛永九年備前岡山に移る。この間、元和九年元服し、將軍家光から諱字を賜り光政と改めた。

41・56の松平右近大夫は池田輝興(慶長十六―正保四)。輝政の子で、母は良正院。元和元年播州佐用郡二万五千石を賜り、寛永三年松平の姓を賜り右近大夫に任ぜられた。同八年赤穂郡三万五千石に転じた。正保二年、乱心にて内室と幼子を殺害し、領地を没収され、備前に配流された。

49・50は初代鳥取藩主池田光仲(寛永七―元禄六)。池田忠雄の

家督を相続、岡山藩主となる。

59は池田宗政(享保十二―明和元)。岡山藩四代藩主である。60の羽柴越中守は当時豊前小倉藩主であった細川忠興(永禄六一―正保二)と思われる。池田氏以外のものはこれのみである。

61の左近は、政義の名乗が読める。花押が池田利隆のものに非常に似ており、池田家一族の中で当時左近を称したのは、利隆の弟池田利政(文禄二―寛永十六)がある。利政は輝政の子で、成長の後家臣となり、最初五千石、のち一万石を給されている。名は左近の後撰津と改めているが、いつ改めたのかは不明である。

次に書状の内容について見る。まず注目されるのは、慶長十九年・二十年(一六一四―一五)の大坂の冬の陣・夏の陣の際に、加賀対馬に宛てられた池田利隆・忠雄等の書状である。当時、二代対馬は淡路國を領した池田忠雄(忠長・宮内少輔)に任せ、淡路島の北端の岩屋城の城番であった。忠雄は冬の陣当時十三才の幼少で、実際の國政は資料32に見える傅役の乾平右衛門(鳥取藩着座家乾氏の祖)があたり、また姫路にあった輝政の長子利隆(玄隆・武蔵守)が後見していた。利隆は忠雄の家臣である対馬に直接書状を遣わしている。すなわち、冬の陣直前の十月朔日に書かれた30では「大坂之儀」弥さわがしき様に取沙汰があるの油断なきようにとし、土肥若狭を派遣するので万事相談するようにと指示し、十一月十一日の31では、利隆の軍勢の状況を伝え、やはり「舟手之儀候条、万事無油断様」と指示している。ついで翌年四月二十三日の33では、見舞として送られた海老の礼状に加えて、西宮まで陣替したことを伝える。また、忠雄からも、四月二十五日に、大坂への兵糧舟を堅く留めるよう本多上野(正純)から仰せがあり、油断なく改めるよう申渡し(35)、また五月六日にも同じく油断のないよう書き送つ

ている(36)。

また60の羽柴越中守書状は、当時豊前小倉藩主であった細川忠興の書状と思われるが、西国の大名も明石海峡を通過するには、対馬の改めを受けなければならなかったことがわかる。対馬は大坂の陣の戦闘に直接参加したわけではないが、岩屋城という要衝にあって明石海峡を抑えたという点で、大坂の陣に重要な役割を果たしたと言える。

「香河保家譜」によれば、対馬は死去に際して息子信濃に、後世子孫のうちに、香河家の由緒を誇り、上に対して不足を申す者が出れば先祖の恥であるから、信濃死後に香河家の系図・感状等を焼捨てるよう遺言し、信濃死後その遺言が守られ感状等を焼却したとされている。確かに本資料中には感状にあたるものは含まれておらず、「家譜」の記述は事実と思われる。したがって、対馬の具体的な動向がわからないのは残念である。

書状の中に普請に関するものがいくつかある。まず34は、武蔵守輝直が、高木甚左エ門以下四人に与えたものである。武蔵守輝直は池田利隆で、玄隆と称する以前、輝直と称していた時期の書状である。受取人の一人加賀九郎左衛門は、「香河保家譜」にその名が見えず、香河家との関係は不明である。関連する史料がなく年代を特定することはできないが、受取人のうち高木甚左衛門・宮脇清七については、当館所蔵の藩士家譜から、両者は慶長十八年に忠継から判物を与えられており、淡路時代の忠継の臣ではないことがわかり、すなわち、慶長十五年以降は香河対馬と行動を共にしていない。したがって、本書状は、慶長十二年の池田利隆の武蔵守任官以降、慶長十四年までの間に書かれたものと考えられる。「宮脇熊太郎家譜」によれば、宮脇清七は、慶長十二年に駿府御城普請、同十四年に丹

州篠山御普請の普請奉行を勤めているので、このうちのいずれかの普請に関するものであろう。

37にも普請の記述が見られる。これは池田忠雄が加賀対馬守に与えたもので、文中に番船のこと、及び若狭守と相談するよう指示していることが見えることから、若狭守を、30の土肥若狭とすれば、慶長十九年のものと考えられ、この普請は岩屋城の普請であろうと推測できる。同じく38も同様の理由から慶長十九年と推測できる。

56は、池田輝興(松平右近大夫)が加賀信濃守に宛てた書状で、信濃が輝興の丁場に加わり、丁場が完了したことの礼状である。関連史料がなく、年代は特定しがたい。

57は、池田政綱(松平右京大夫)の書状で、信濃に対し、其地の普請がいつ頃済むのかを尋ねたものである。これも関連史料がなく年代不明である。

書状の内容が興味深いものに、41の池田光政・池田輝興連署状がある。これは両者が、鳥取池田家の三家老にあてたもので、加賀信濃に堪忍するよう意見したほうがよいと指示したものである。17の「香河氏系図」にはこれに関して、次のような記載がある。

「寛永十一年三男兵七ヲ滝山角左衛門方へ養子ニ遣ス、然レトモ末期ノ養子タルニ依テ遺跡断絶ス、依之、暇ヲ乞ヒ他境ニ走ラントス、(略)然ルニ松平新太郎殿池田右京大夫殿ヨリ羽書ヲ飛シテ頻リニ免シ不給ニ付、止ム事ヲ不得シテ竟ニ止マル」

この記述と書状の内容が一致することから、41は寛永十一年のものと考えられる。

その他、見舞・祝儀の贈答に関するものがあり、香河家が鳥取池田家以外の一族諸大名と直接書状を交換していることがわかる。

四、鳥取県辞令

廃藩後、鳥取県巡査となった香河保に関する資料である。十四代保は十二代伊賀の子で、父隠居の際に幼少を理由に十三代新七郎をむかえている。そして、明治四年に養父隠居により家督を相続しているが、保はまだ壮年に達しておらず、養父の病気によってやむを得ない措置として相続が認められている。したがって、保が成人してのちの初めての仕事が、明治八年四月の予備警羅組の仕事だったと思われる。同年三等羅卒となり、さらに羅卒の名称が巡査と改められ、四等巡査となっている。四等は巡査の中で最も下位の等級であり、若年のためか、大身であった香河家の嫡子でも警察機構の末端に位置づけられている。保は明治十五年に一時巡査をやめているが、再び巡査となり、本資料中には明治三十九年までの辞令が残っている。

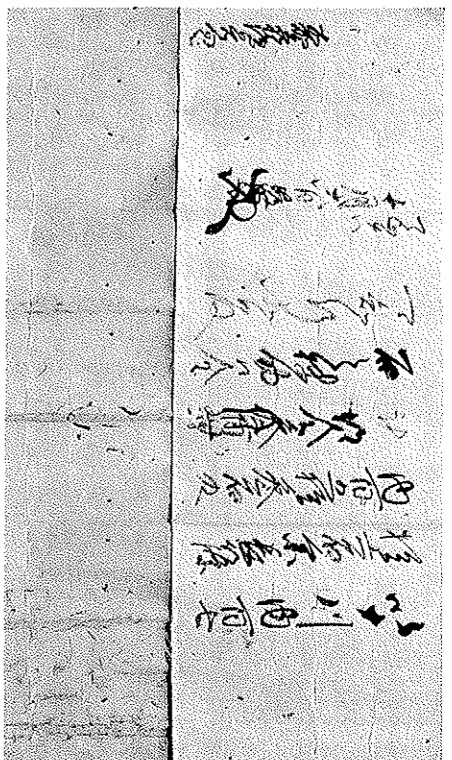
五、雑書

譜代番頭の職務である御城代番の職務についての資料88がある程度である。

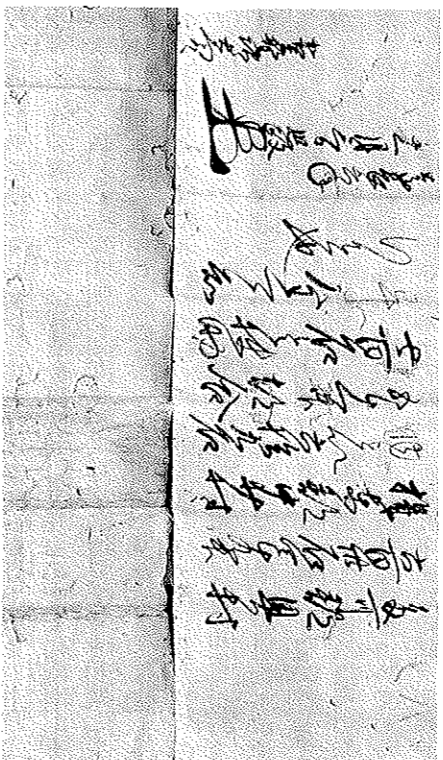
六、歴史資料

92の判物箱と93の刀剣である。刀剣は長さ七〇・七cm、無銘。拵は白柄・ミジン青貝の因幡拵である。

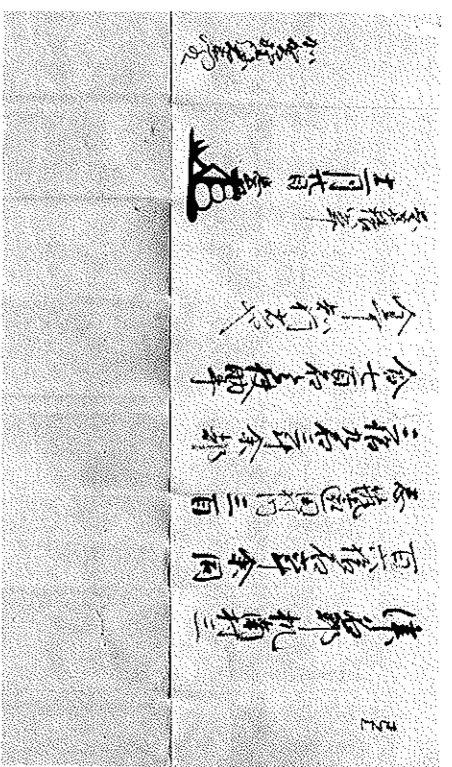
III 主要史料写真



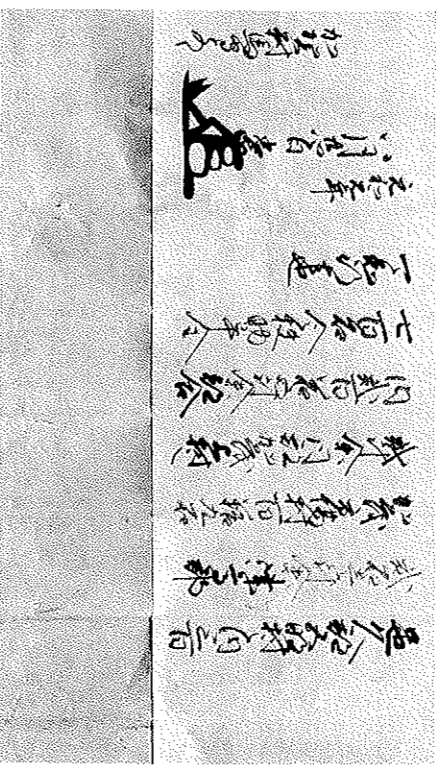
1. 池田輝政知行充行状



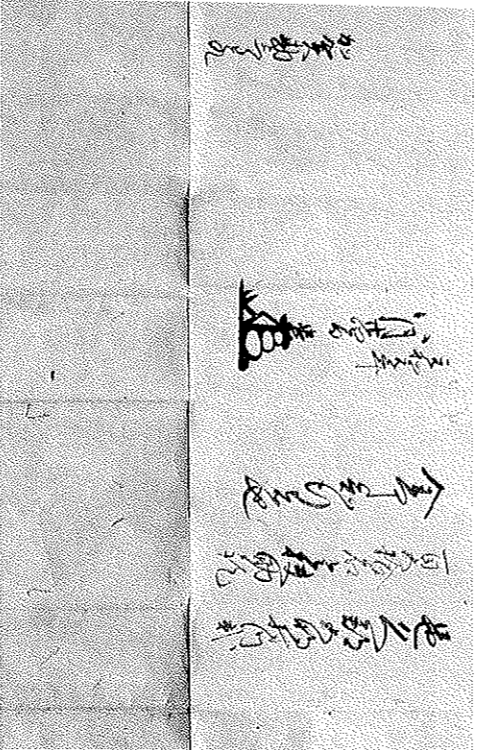
2. 池田輝政知行充行状



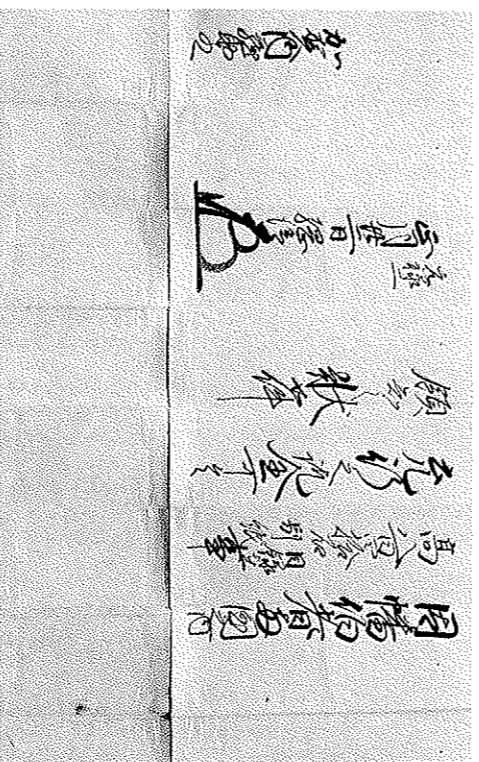
3. 池田忠長知行充行状



4. 池田忠長知行充行状



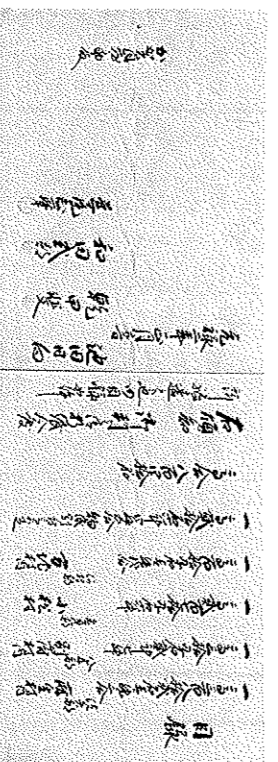
5. 池田忠長知行充行状



7の1. 池田綱清知行充行状



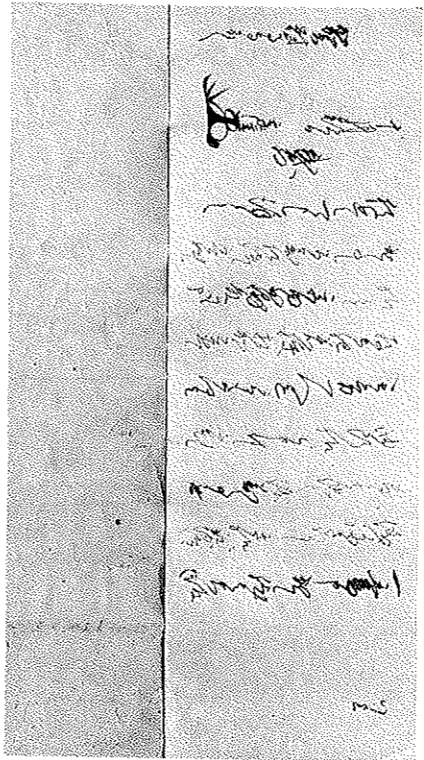
6. 池田忠長知行充行状



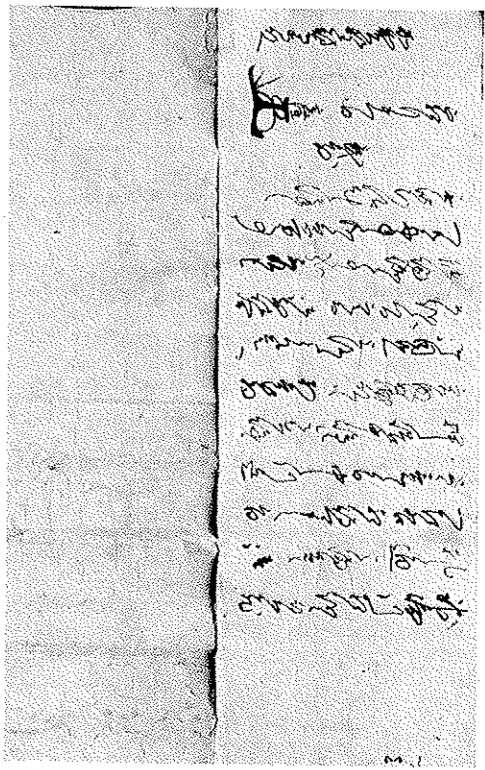
7の2. 別紙目録



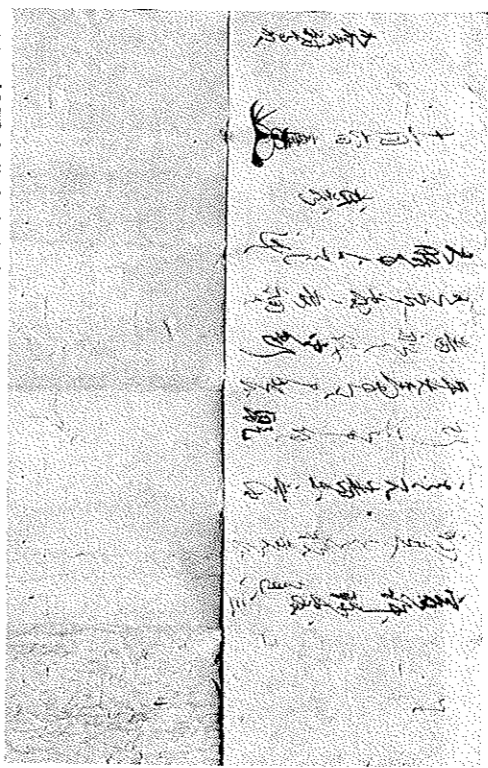
14. 慶米永世下賜狀



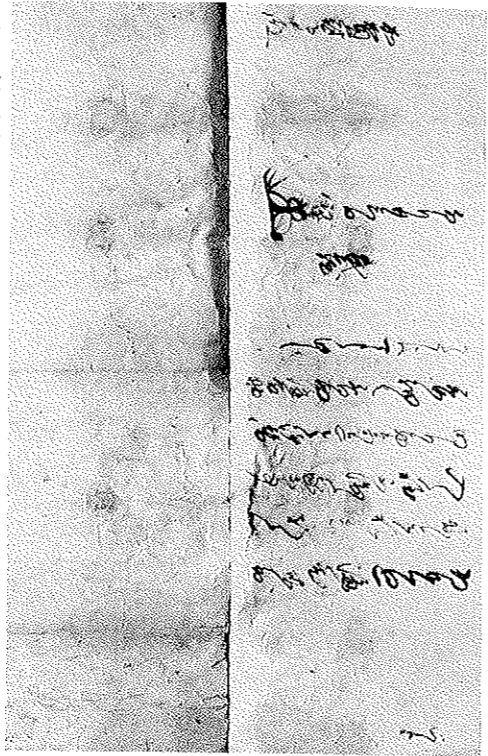
30. 松平武藏守玄隆書狀



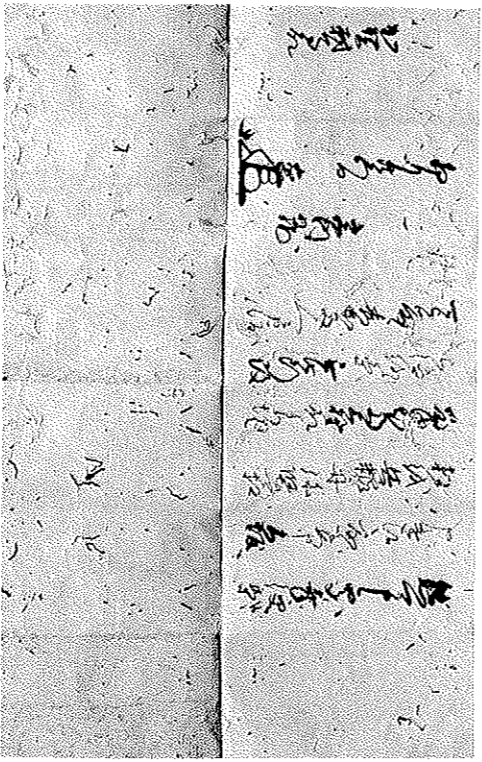
31. 松平武藏守玄隆書狀



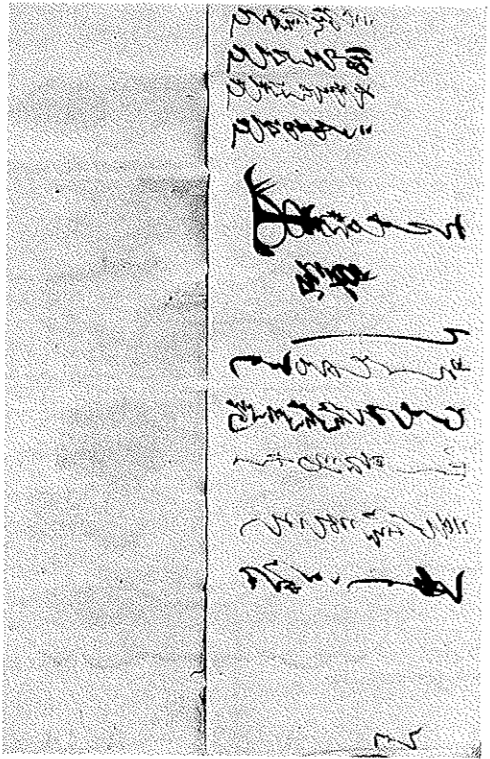
32. 松平武藏守玄隆書狀



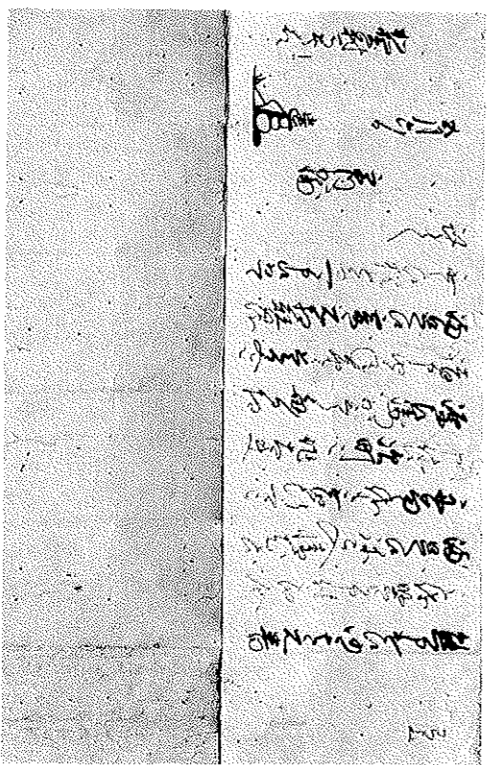
33. 松平武藏守利隆書狀



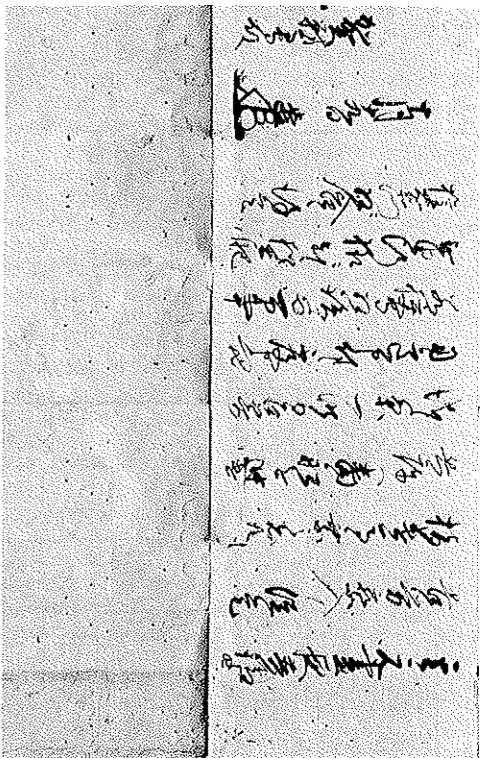
35. 池田忠長書狀



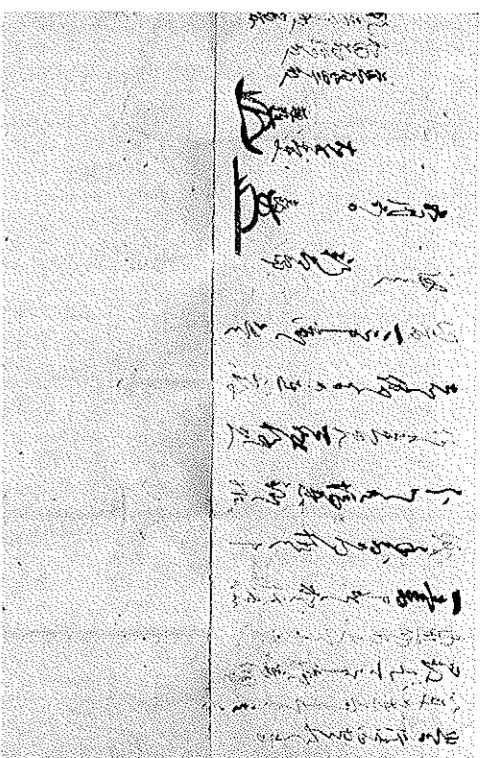
34. 松平武藏守書狀



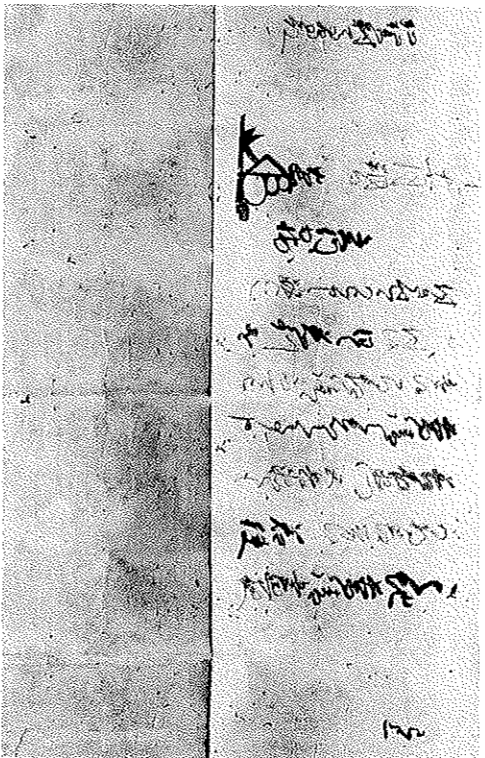
36. 池田忠長書狀



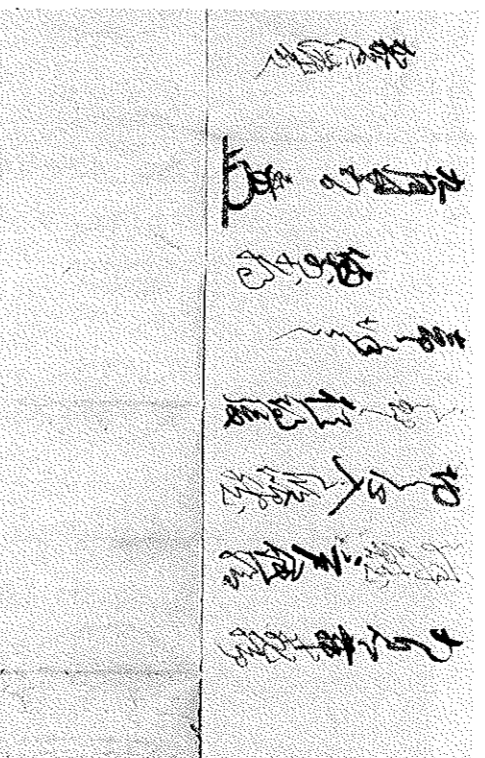
37. 池田忠長書狀



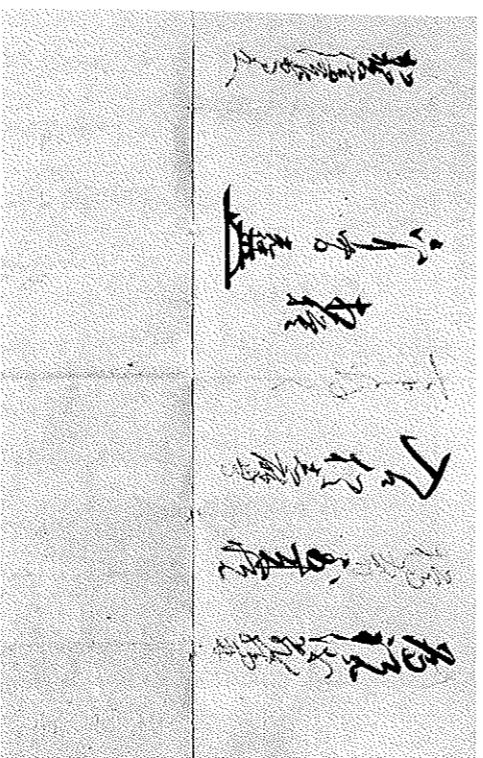
41. 松平新太郎光政・松平右近大夫輝興連署状



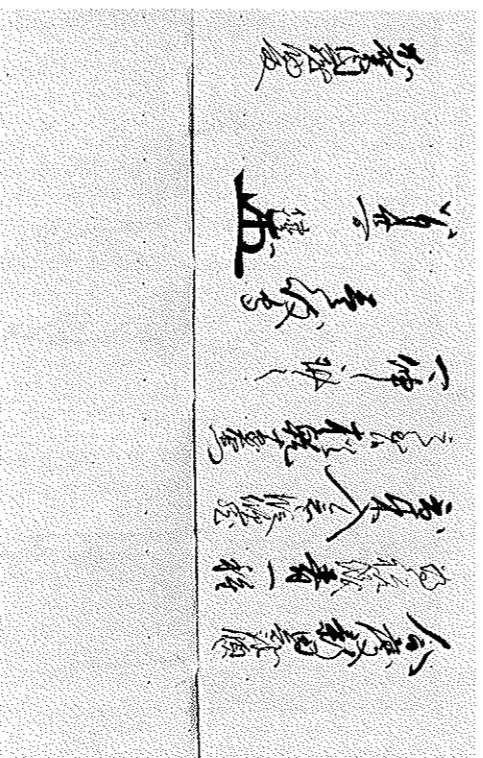
38. 池田忠長書狀



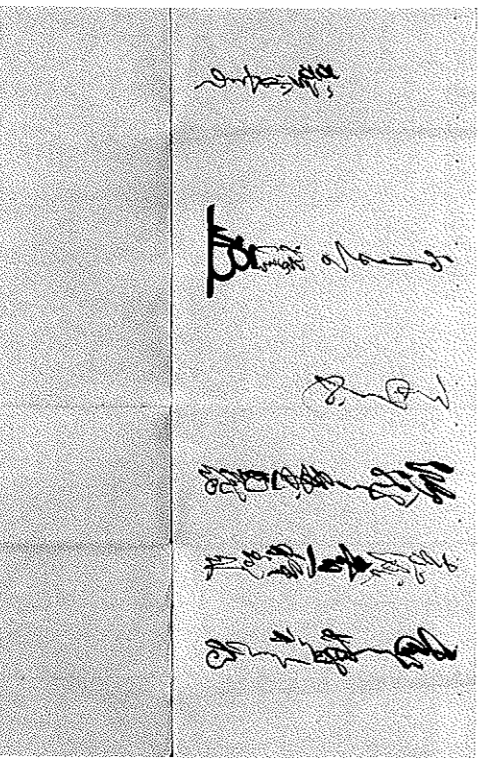
42. 池田光政書狀



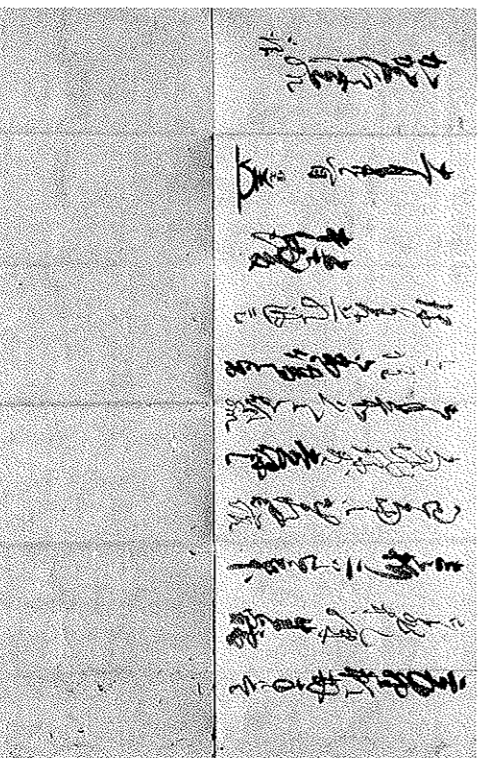
49. 池田光仲書狀



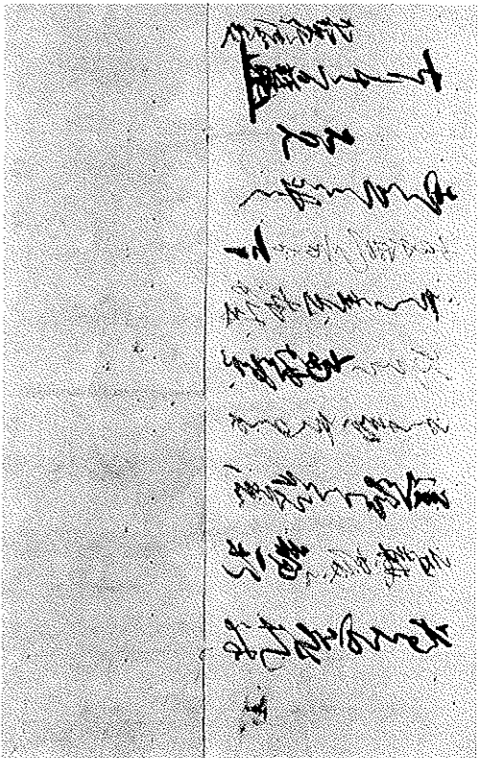
53. 松平忠岐守仲登書狀



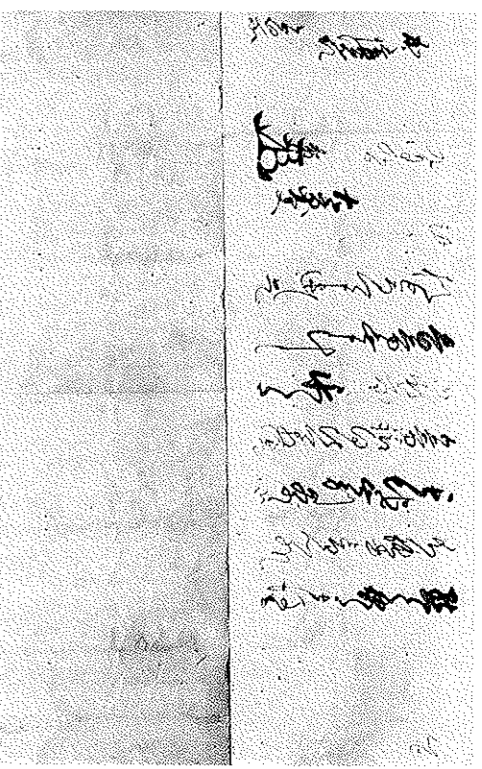
51. 池田綱清書狀



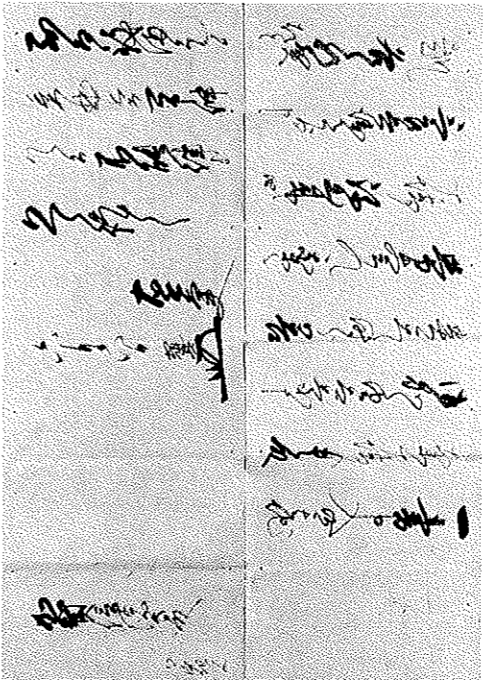
54. 松平備後守恒元書狀



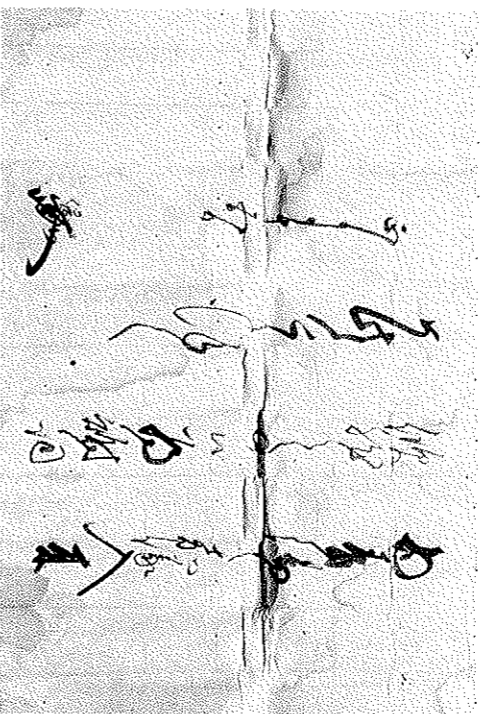
55. 松平石見守輝登書狀



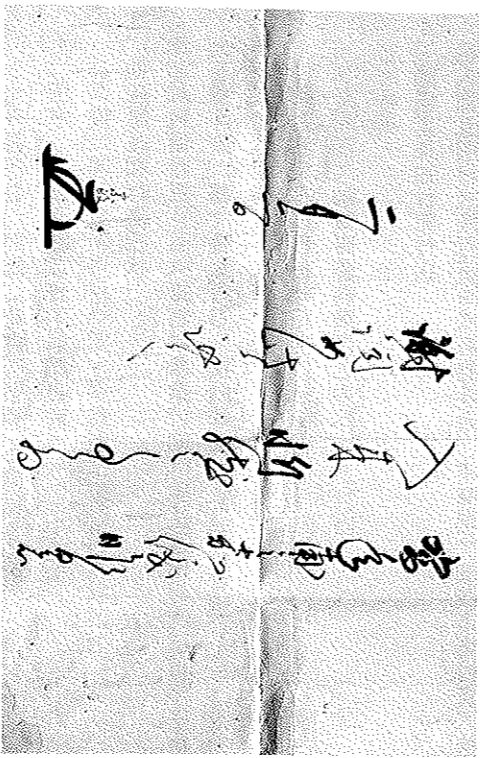
57. 松平右京大夫書狀



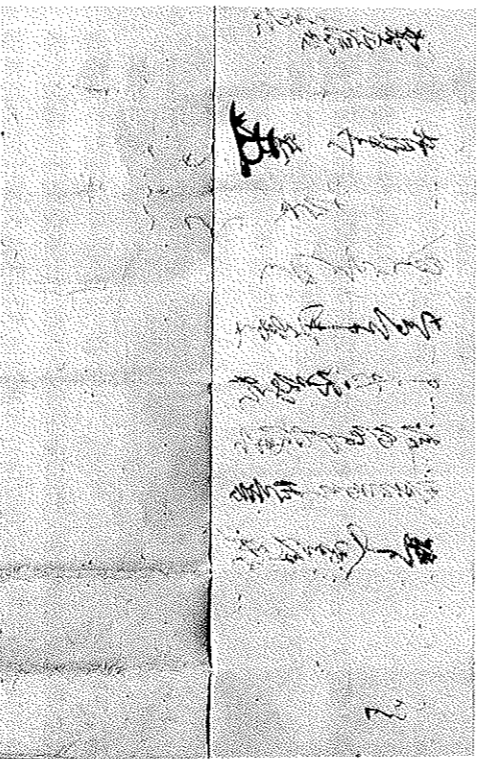
56. 松平右近大夫輝興書狀



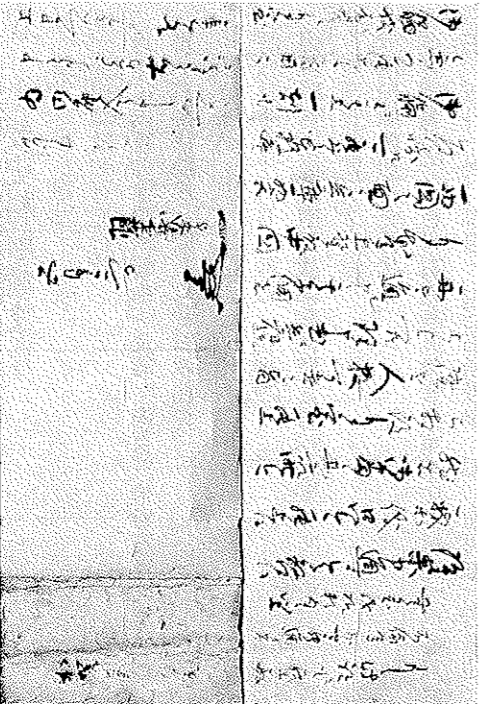
58. 松平伊予守綱政書狀



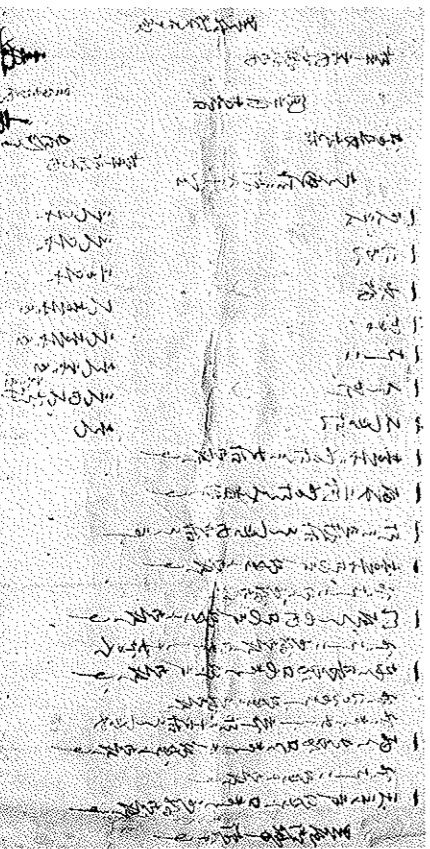
59. 松平伊予守宗政書狀



61. 某左近書狀



60. 羽柴越中守書狀



62. 淡路岩屋城中請取狀

IV 主要史料解説文

1、池田輝政知行充行状

以十川内百七「拾六石余、長篠」内百五拾参石九「斗、都合参百卅」石令扶助候。全「可知行状如件。

天正十八

十月十八日 照政（花押）

加賀野次郎右工門とのへ

2、池田輝政知行充行状

多可郡奥村「六百卅石四斗九舛」揖東郡中井村之「内を以六拾九石」五斗一舛、都合「七百石令扶助」畢。全「可知」行者也。

慶長六年

十一月三日 照政（花押）

加賀野次郎右工門とのへ

3、池田忠長知行充行状

津名郡机南村三「百六拾石六斗余、同」志筑遠田村内三「百」三拾九石三斗余、都「合七百石令扶助畢。」全「可知行者也。

慶長拾八年

十二月廿日 忠長（花押）

加賀野次郎右衛門とのへ

4、池田忠長知行充行状

邑久郡五明村之内三「百」式石卷斗余、津高郡「加茂市場村百八拾

九石」式斗余、同郡加茂上村之「内式百八石五斗余、都合」七百石令扶助畢。全「可知行者也。

元和元年

八月廿四日 忠長（花押）

加賀对馬守とのへ

5、池田忠長知行充行状

邑久郡五明村内式「百五拾石令扶助訖。」全「可知行者也。

元和元年

八月廿四日 忠長（花押）

加賀勘三郎とのへ

6、池田忠長知行充行状

備前国邑久郡「五明村之内三百式石」卷斗九舛、津高郡「加茂市場村百八拾」六石式斗舛、同郡「加茂上村内式百拾石五斗九舛、加増分」百四拾石、都合八百「四拾石令扶助畢。全」可知行者也。仍如件。

元和五年

卯月十一日 忠長（花押）

加賀信濃守とのへ

7、池田綱清知行充行状

因幡伯耆両国之内「高八百四拾石」充行之訖。全「可令」領知之状如件。

元禄二

正月廿二日 綱清（花押）

加賀内蔵助とのへ

（別紙目録）

目録

一、高三百八拾式石卷舛三合

一、高三拾九石式斗七舛

一、高式百七拾九石六舛

一、高百拾九石卷舛式合

一、高式拾石六斗四舛五合物成割付高不足

高合八百四拾石

右領知 御判之御折紙今度「所被遣之也。仍目録如件。

元禄二年正月廿二日

池田日向

乾 甲斐

和田式部

荒尾志摩

加賀内蔵助殿

8、池田吉泰知行充行状

因幡伯耆両国之内「高千参百四拾石」充行之訖。全「可令領知之状如件。

享保十一

九月廿六日 吉泰（花押）

香河飛弾とのへ

14、麩米永世下賜状

香川新七郎

一、現米四拾八石九斗三舛

（米）外米式石三舛九合 耕目違餘米

（米）合米五拾石九斗六舛九合

右以麩米永世下賜候事

鳥取 藩印

明治三年庚午五月

從二位行鳥取藩知事源朝臣慶徳奉

30、松平武蔵守玄隆書状

以上

一書申遣候。然者大坂之「儀弥さハかき様ニ取沙汰候」間、其地之儀万事無「油断様ニ被申付候而尤候。」其方一人迄二而も如何と「存、土肥若狭相加被置候」様ニと宮内少輔殿へも申「遣事候間、万相談候而可然候。」猶追々可申候。謹言。

武蔵

十月朔日 玄隆（花押）

加賀对馬守殿

31、松平武蔵守玄隆書状

以上

神崎川相越候付而、飛「札之通令満足候。御」一左右相待可申之旨「上意候間、中之川迄」押詰、中嶋「令在陣候。」宮内少輔殿も「為」御目見上洛候とて是へ「被越候間、□而御前仕合」能帰城候事候哉、不及申候「へ共、舟手之儀候条、万事」無油断様尤候。謹言。

武蔵

霜月十一日 玄隆（花押）

武蔵

加賀野對馬守殿

32、松平武藏守玄隆書狀

以上

寔許珍敷かれい三」到来、令祝着候。「其元番等無出」断可被申付候。乾「平右衛門方へも申遣候」番船之儀、由断「有間敷、委細者、」大膳方へ可申候。謹言。

武藏

十一月六日 玄隆 (花押)

加賀對馬殿

33、松平武藏守利隆書狀

以上

為見廻、海老井到」来、令祝着候。折々心」入之程不浅候。我等事」明日西宮迄令陣替候。「委細者香西縫殿助」かたより可申候。謹言。

武藏

卯月廿三日 利隆 (花押)

加賀對馬守殿

34、松平武藏守書狀

以上

一書申候。其地御」普請炎天之」時分苦勞共候。為」嶋樽卷宛」遣候。猶追而可申候。謹言。

武藏

七月五日

輝 (花押)
高木甚左工門殿

加賀九郎左衛門殿

瀧山太郎左工門殿

宮脇清七殿

35、池田忠長書狀

以上

態可申候、幸便候条」申遣候。度々如申、大坂へ」相越兵糧舟弥堅可相」留由、本多上野殿より切二」被仰越候条、無由断改」可被留候。委曲兩人」申渡候。謹言。

宮内少輔

卯月廿五日 忠長 (花押)

加賀對馬殿

36、池田忠長書狀

以上

態申遣候。仍其元番」之儀、堅被申付之由、令」満足候。弥被入情尤」候。「舟留之儀も無由断可被」申付候。次町々作太夫」源左衛門少三郎毎日相」詰申由承届候。是又令」満足候。寔元相替儀」無之候。猶追而可申候。恐々」謹言。

宮内少輔

五月六日 忠長 (花押)

加賀對馬守殿

37、池田忠長書狀

其元昼夜普請之由」苦勞察入候。従是」指遣馬乗之者共も」兵庫へ番船を遣遣」儀候条、一昨日召寄」用意申付候。不及申候へ共

若狭守相談候而、万事」無由断様ニ尤候。猶土肥」権右衛門ニ相合候。謹言。

十月十九日 忠長 (花押)

加賀對馬守殿

38、池田忠長書狀

以上

其地普請昼夜」可為苦勞候。若狭」善右衛門五兵衛へも」普請之者之事申」遣候間、相談候而可被」申付候。日々着到を」付させ可被申候。謹言。

宮内少輔

十一月朔日 忠長 (花押)

加賀對馬守殿

39、池田忠長書狀

以上

為普信枝柿」折送被越、祝着之」至候。猶佐分利十右工門」可申候。謹言。

宮内少輔

二月十四日 忠長 (花押)

加賀對馬守殿

40、池田忠長書狀

為見廻飛脚」到来令祝着候。「委細源五左工門かた」より可申候也。

十二月八日 忠長 (花押)

加賀信濃守とのへ

41、松平新太郎光政・松平右近太夫輝興連署狀

追而信濃せかれ之事」以来如在」其」心得て可被申渡候。委細者、」内匠助方へ可申候。以上。

一書申遣候。加々信濃」儀手前如何様之申」分候へ共、堪忍致候様」何も異見可然存候。久」者候儀候間、如在」不存候。此旨可被申渡候。恐々」謹言。

新太郎

五月五日 光政 (花押)

右近大夫

輝 (花押)

荒尾志摩殿

和田飛彈殿

乾 兵部殿御宿所

42、池田光政書狀

為見廻飛脚」殊鮭三尺錢給」切心入之段欣然」之至候。猶期後」音候。謹言。

備前少將

九月廿五日 光政 (花押)

加賀信濃殿

43、池田光政書狀

先度者、遠路」見舞炎天之砌」被入心之段、別而」令祝着候。其地弥」相替事無之候哉」猶追而可令申候。謹言。

備前少將

六月廿五日 光政 (花押)

加々信濃殿

44、池田光政書狀

為音信干鱒一箱被送越、被入念之段、欣然之至候。猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少将

二月廿五日 光政(花押)

加賀信濃守殿

45、池田光政書狀

歸國為見舞「飛脚給、令祝」着候。猶期後「音之時候。恐々謹言。

備前少将

七月七日 光政(花押)

加賀信濃殿

46、池田光政書狀

為音信干鱒一箱「送給儀、被入心之段、」令満足候。猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少将

二月十五日 光政(花押)

加賀信濃守殿

47、池田光政書狀

為見廻飛脚殊「鯖老箱送給、心入」之段欣然之至候。猶期後音之時候。恐々謹言。

備前少将

六月十九日 光政(花押)

加賀信濃殿

48、池田光政書狀

為見廻飛脚殊「鱒二尺送給、誠被」入念之段、欣然之至候。猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少将

九月十二日 光政(花押)

加賀信濃守殿

御宿所

49、池田光政書狀

為祝儀飛脚「樽肴到来、悦」入候。猶志摩守「可申候。謹言。

相模

六月四日 光政(花押)

加賀信濃守殿

50、池田光政書狀

新五郎疱瘡「為見廻、飛脚」到来念人之段「令満足候。猶鎌田右衛門兵衛可申候也。

五月十四日 光政(花押)

加賀信濃とのへ

51、池田綱清書狀

我々婚禮之為「嘉儀、肴一種到来」欣然候。委曲内藏助「可述候也。

卯月十一日 綱清(花押)

加賀半七とのへ

52、池田綱清書狀

今度平産之為「嘉儀、以飛脚肴一種」到来歡覚候。猶内藏助可述候也。

五月廿五日 綱清(花押)

加賀半七とのへ

53、松平老岐守仲澄書狀

今度新田知拜領之「為祝儀、肴一種」到来入念之段欣然「之至候。猶乾十郎右衛門」可申候。謹言。

老岐守

八月廿一日 仲澄(花押)

加賀内藏助殿

54、松平(池田)備後守恒元書狀

宮野頼母方迄「御飛札殊生鱒」肴折二送被下「過当之至存知候。当地珍敷賞味申候。御手前久々御煩候処、今程御本復之旨」珍重候。恐々謹言。

松備後

十一月廿六日 恒元(花押)

加賀信濃様

55、松平石見守輝澄書狀

為見廻飛札殊「雨鞍覆三、鯛一折」送給、令祝着候。其表無事之由「珍重候。当地別条」無之候。委曲本城「半右衛門方々可申」述候。恐々謹言。

石見

48、池田光政書狀

為見廻飛脚殊「鱒二尺送給、誠被」入念之段、欣然之至候。猶追而可申達候。恐々謹言。

備前少将

九月十二日 光政(花押)

加賀信濃守殿

御宿所

49、池田光政書狀

為祝儀飛脚「樽肴到来、悦」入候。猶志摩守「可申候。謹言。

相模

六月四日 光政(花押)

加賀信濃守殿

50、池田光政書狀

新五郎疱瘡「為見廻、飛脚」到来念人之段「令満足候。猶鎌田右衛門兵衛可申候也。

五月十四日 光政(花押)

加賀信濃とのへ

51、池田綱清書狀

我々婚禮之為「嘉儀、肴一種到来」欣然候。委曲内藏助「可述候也。

卯月十一日 綱清(花押)

加賀半七とのへ

七月十二日 輝澄(花押)

加賀信濃守殿

56、松平右近大夫書狀

以上

一書申入候。其地「我等丁場へ貴殿」御加候由、大慶申候。「炎天候時分、苦」勞候。我等之「丁場弥出来候由、三良兵衛かた合申」越候。各肝煎故と「別而致満足候。委曲追而可申候間、不能詳候。」恐々謹言。

右近大夫

六月八日 輝興(花押)

加賀信濃守殿御宿所

57、松平右京大夫書狀

以上

態令啓候。其後者、「不能書音心外候。」其地無別条候哉。「御普請何比可相濟候」哉承度候。永々御苦勞無申計候。「猶追而可申述候。恐々謹言。

右京大夫

九月九日 (花押)

加賀信濃殿御宿所

58、松平伊予守綱政書狀

為青陽之嘉儀入来「欣然之事候。為謝詞」如此候。恐々謹言。

正月十五日 綱政(花押)

（端裏書）
香川内膳殿 松伊予守

59、松平伊予守宗政書状
為年甫之嘉儀、昨日者「入来、欣然之事候。為」謝詞如此候。謹言。

二月二日 宗政（花押）

60、羽柴越中守書状
猶々此跡ニも我等船ニ不依多少可罷通候間、「無異儀様頼□候。以上。

雖未申通候、令啓候。「我等儀、只今罷上候。」然者、御番舟衆昨今「被相改、自室罷上」陸を人数可遣之旨「被申候共、理申直ニ兵庫迄」舟を通し申、其子細者「自本多上野殿、中国」西国之面々兵庫西宮「尼崎江可罷上之旨□通之」御触ニ候。其上、一刻も「急可罷上之旨日々」御触状到来候。自室「上申候へハ、事にをくれ」申事ニ候間、右之分ニ候。「為御届入可申候。恐々」謹言。

五月三日 羽柴越中守（花押）

加賀□

61、某左近書状
以上
態申入候。其許永々「御苦勞共候。御普」請何時分相濟可「申候哉、承度候。猶」追而可申述候条不「具候。恐々謹言。

左近

右之通、慥ニ請取申候。以上。

松平阿波守内

慶長廿年

長江刑部

閏六月廿六日

（花押）

岩田七左工門

松平宮内少輔様御内

（花押）

加賀對馬守殿

九月十五日 政（表方）（花押）
加賀信濃殿御宿所

62、淡路岩屋城中請取状

岩屋城中請取申事

一、天守戸何れも口まど不残御座候事。

外ニはしこ何れも御座候事。

一、西之長屋口々まど戸何れも御座候事。

外ニまとせうじ六本、た、み十四帖うらつき也。

外ニにかいのはじ何れも不残御座候。

一、東之長屋口のまど何れも戸御座候事。

外ニはしこ不残御座候、「同せうじ十七本人候。

一、門屋くらの内、口の戸何れも御座候事。

外ニはしこ何も不残御座候。

一、台所口の戸何れも御座候事。

一、た、み三拾帖うらつき内式拾うらなし。

一、へや二間ふるた、み敷供申候事。

一、台所ニふるた、み七帖御座候事。

一、石つきだい 壱つ

一、くらかけ 三つ内一つ小ぐらかけ宮ニ有

一、はしこ 壱つ宮ニ有

一、かま 二つ台所ニ有

一、水桶 一つ台所ニ有

一、にない 三つ同所ニ

一、あんとん 三つ同所ニ

あとがき

本報告書は、昭和六十二年六月に、香河学氏より当館が寄贈を受けた「旧鳥取藩士香河家資料」についての調査報告である。

本書に掲載した目録は、寄贈時の目録をもとにして作成した。したがって、寄贈時には年代不明としていたものの年代比定をある程度行った現段階では、年代順に番号が並んでいない箇所もある。

本資料の整理分類は福井淳人・坂本敬司が行い、報告書の執筆は坂本が行い、福井が補った。

平成元年度

資料調査報告書 第十七集

―旧鳥取藩士香河家資料―

平成二年三月三十一日 発行

鳥取県立博物館

〒680 鳥取市東町二丁目二二四

電話 (0857) 2618045